



静岡弁護士会  
Shizuoka Bar Association  
※フリープリントは配布・謄写自由です。

災害の種類などにより、適用される支援制度は異なり、また後から適用されることもあります。各制度の窓口は、( ) 内に記載しています。

- 被災者特有の問題を知りたい・・・→①へ
- お金の支援制度 (給付・貸付)・・・→②③へ
- 住宅の修理・再建の支援制度・・・→④へ
- 仮設住宅・公営住宅・・・→⑤へ
- 個人が抱えるローンの悩み・・・→⑥へ
- 子ども・教育の支援制度・・・→⑦へ
- 雇用・事業の支援制度・・・→⑧⑨へ
- 税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ

## 被災者支援チェックリスト

-被災後は使える制度にチェック-

2021年3月版

知りたい項目の支援情報をチェック



内閣府の被災者支援情報ページ

内閣府作成のリーフレット  
(被災者支援に関する各種制度の概要)



支援情報をさらに詳しく知りたいときは

- ⑩ 税金・保険料などの減免制度
  - 地方税の減免・猶予 (都道府県・市町村)
    - 住民税、固定資産税などが対象。
  - 国税の減免・猶予 (税務署)
    - 申告期限の延長、納税猶予、所定納税滞り、源泉所得税等の徴収猶予、所得税の軽減など。
  - 医療保険・介護保険 (健保組合・市町村等)
    - 保険料や窓口負担減免の制度があります。
  - 公共料金、使用料、保育料、放送受信料など (都道府県・市町村・関係事業者)
    - 災害時の特別措置がとられる可能性があります。

- ① 災害時特有の制度・問題
  - 被災証明書とは
    - 市町村が発行する書類となる。地震・水害等による家屋・被災者の程度 (全壊・半壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・一部半壊など) を証明するもの。
    - 生命保険、養老保険の請求、融資申請等にも必要。生命保険、損害保険の請求には原則不要です。
  - 住宅被害を写真や動画で残す
    - 被災証明など住宅の被害を証明するため、片づけ・修理の前、可能な限り屋内外の写真や動画をたくさん残しましょう。
  - 住宅危険度判定とは
    - 余震等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険性をチェックするもの。危険 (赤)、要注意 (黄)、調査 (緑) の3段階で判定されます。
    - 赤 (危険) は全壊認定、ではありません。
  - 権利証や健康保険証などの紛失
    - 不動産の権利証、現金通簿、手印などを紛失しても権利を失ふことはありません。預貯金については金融機関にご相談を。
    - また、健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日等を医療機関に伝えれば保険診療を受けられます。
  - 境界標や石垣の基礎部分について
    - 土地の境界特定に役立つので、保存に努めましょう。
  - 運転免許証の有効期間延長
    - 特定非常災害に指定されたれば、免許証の有効期間が延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許センターや警察署で再交付手続を。
  - 廃車手続 (運輸局・運輸支局)
    - 津波で自動車が消された場合は、手続を緩和して抹消登録申請ができる場合があります。運輸局、運輸支局に相談を。

- ⑧ 雇用関係の支援制度
  - 労災保険の支給
    - 労働者が仕事途中や通勤中に、地震・豪雨等により建物が崩壊したことなどが原因で受傷した場合には、労災保険の給付を受けられます。
  - 雇用保険失業給付 (失業給付)
    - 災害による一時的休業等の場合に、各種給付や雇用保険の基本手当の支給を受けられます。
  - 未払賃金立替払制度 (労働審判・労働組合)
    - 事業主が倒産した場合に未払給与や退職金の金を受けられる場合があります。
  - 小規模事業者経営改善資金 (マル経融資) (商工会議所・商工会)
    - 商工会議所等の経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保で行う融資。
  - 農林漁業者に対する資金貸付 (日本政策金融公庫等)
    - 災害復旧貸付 (日本政策金融公庫・商中金等)
      - 災害により被害を受けた中小企業等に対する事業所復旧のための資金貸付。
    - セーフティネット保証・災害関係保証 (信用保証協会)
      - 一般保証とは別枠で保証。無担保 8000 万円、最大 2.8 億円。

- ② お金の支援制度 (借りられる)
  - 被災者生活再建支援法による給付 (都道府県・市町村)
    - ※④を参照 (最大 300 万円)
  - 災害申付金 (遺族に最大 500 万円)
    - 災害被害者遺族 (重い後遺障害に最大 250 万円)
  - 救済金 (各自自治体)
    - 救済の内容、程度、自治体により異なります。
    - 義援金申請では、被災証明書が必要になることも。
  - 生活保護 (都道府県・市町村)
    - 避難所等の避難先での申請が可能です。が原則です。義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です。
- ③ お金の支援制度 (借りられない)
  - 災害申付金による貸付 (市町村)
    - 災害被害者貸付 (負債・住家被害 最大 350 万円)
    - 緊急生活福祉資金貸付制度 (社協)
      - 緊急生活福祉資金 (10 万円・無利子)
      - 災害復旧資金 (150 万円・無利子～1.5%)
    - その他 (総合支援基金、教育支援基金、不動産担保型生活資金)
  - 母子父子寡婦福祉資金の貸付 (自治体の福祉事務所)
    - 被災者には償還金の支払猶予措置もあり。
  - 年金担保貸付、被災年金担保貸付 (独立行政法人 福祉医療機構)
    - 年金額の 8割から 200 万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。
  - 恩給等担保貸付 (日本政策金融公庫等)
    - 恩給・年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。250 万円以内など。
  - 不動産担保によるリバースモーグ貸付 (住宅金融支援機構)
    - 60歳以上なら、生存中、利息のみ支払いの災害時特別もあり。

- ⑦ 子ども・教育の支援制度
  - 幼稚園の就園料の減免・免除 (都道府県・市町村・学校)
    - 入園料・保育料・給食費・教材費、教科書、教材、文具、小中高の児童・生徒へ教科書、教材、文具等を交える。
  - 特別支援学校等への就学援助 (都道府県・市町村・学校)
    - 通学費、学用品等を支援。
  - 中小学生の就学援助措置 (都道府県・市町村・学校)
    - 学校に必要な学用品、学費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。
  - 高等学校授業料等減免措置 (都道府県・市町村・学校)
    - 授業料、受講料、入学科、受験料の減免、猶予。
  - 大学等授業料等減免措置 (各大学)
    - 学校により異なりますが、授業料等の減免、猶予があります。
  - 国の教育ローン (日本政策金融公庫等)
    - 入学資金、在学資金等の融資。一人あたり 350 万円以内。

- ④ 住宅の修理・再建の支援制度
  - 被災者生活再建支援法 (都道府県・市町村)
    - 当該市町村等に被災者生活再建支援法が適用された場合にもらえる
    - 基礎支援金 - リ災証明の認定に応じてもらえる (全壊、解体※、長期避難に各 100 万円)
      - 大規模半壊 50 万円) ※半壊や数世帯被害で住宅をやむなく解体の時
      - 加算支援金 - 基礎支援金に加えもらえる (住宅建設費 200 万円、補修 100 万円、賃借 50 万円)
      - ※中規模半壊は、上記加算支援金の各半額のみ支給 ※貴信人も対象 ※単身世帯は 4 分の 3 の金額
    - 住宅の応急修理制度 (都道府県・市町村)
      - 半壊等 59 万 5000 円以内 準半壊 30 万円以内 ※この制度利用で修理期間後の仮設住宅の入居資格を失う場合あり。
    - 公費解体 (市町村)
      - 大規模被災者から、全半壊家屋は公費 (無償) で解体してもらえない場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断が重要です。修理のための被災度区分判定 (日本建築防災協会・有料) の利用も検討を。
    - 生活福祉資金貸付制度による住宅補修費貸付 (社協)
      - 250 万円以内 (無利子～1.5%)、所得要件等あり。
    - 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付 (自治体の福祉事務所)
      - 住宅の補修等について 200 万円以内で貸付。
    - 災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構等)
      - 被災者証明のある人が、住宅を建設、購入、修理する際の融資制度。
    - 自治体独自の支援策
      - 能登半島地震での新築時支援金、熊本地震での被災したのり面、擁壁、地盤復旧への補助など多数事例あり。自治体からの情報をこまめに確認しましょう。

- ⑤ 住宅ローン減税・返済猶予
  - 災害救助法の応急仮設住宅
    - 賃貸借期間中に、災害救助法による応急仮設住宅に入居する場合は、住宅ローン減税等の適用が受けられます。
  - 被災者生活再建支援法による住宅ローン減税
    - 現在、被災者生活再建支援法による住宅ローン減税の適用が受けられなくなっています。
  - 被災者生活再建支援法による住宅ローン減税
    - 現在、被災者生活再建支援法による住宅ローン減税の適用が受けられなくなっています。
- ⑥ 被災者生活再建支援法による住宅ローン減税
  - 被災者生活再建支援法による住宅ローン減税
    - 現在、被災者生活再建支援法による住宅ローン減税の適用が受けられなくなっています。

山折り

点線に沿って切り取り、折りたたんで平時から携帯を  
この被災者支援情報のチェックリスト集は、配布・謄写自由です。  
個人・団体問わず周囲に積極的に配布し、平時から備えることで、災害時に  
支援制度を確実に利用し、災害からの復旧・復興につなげて下さい。